

委第1号議案

つくば市議会基本条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年3月24日

提出者 議会運営委員長 黒田 健祐

つくば市議会基本条例の一部を改正する条例

つくば市議会基本条例（平成27年つくば市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第26条」に、「第26条—第28条」を「第27条—第29条」に、「第29条」を「第30条」に改める。

前文中「のもと」を「の下」に、「生かして」を「いかして」に、「さらに継続して」を「更に継続して」に改める。

第1条中「のもと」を「の下」に改める。

第6条第1項中「もつ」を「持つ」に改める。

第7条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 災害等に対応する議会の組織体制、議会及び議員の基本的役割並びに議会機能の継続に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第7条に次の1項を加える。

4 議会は、災害等の発生その他やむを得ない理由により議員が一同に参集することが困難であると認めるときは、その状況に応じた情報通信技術の積極的な活用

を通じ、議会活動の継続を図るものとする。

第8条中「聞く」を「聴く」に改める。

第13条中「のもと」を「の下」に改める。

第29条を第30条とし、第26条から第28条までを1条ずつ繰り下げ、第25条の次に次の1条を加える。

(情報通信技術の活用)

第26条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

現行の取扱いに合わせ、つくば市議会業務継続計画(議会BCP)の策定及び情報通信技術の積極的な活用の根拠について規定するとともに、その他所要の改正をするものである。

つくば市議会基本条例（平成27年つくば市条例第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章—第6章（略）</p> <p>第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第22条—<u>第26条</u>）</p> <p>第8章 議員の身分及び待遇（<u>第27条—第29条</u>）</p> <p>第9章 条例の検証及び見直し手続（<u>第30条</u>）</p> <p>附則</p> <p>つくば市議会（以下「議会」という。）は、選挙で選ばれた議員により構成され、同じく選挙で選ばれた市長とともに、つくば市を代表する機関である。二元代表制の下、合議制の議会と独任制の市長は、それぞれの異なる特性をいかして、市民の意見を市政に反映させるために競い合い、協力し合いながら、市民の負託に応えていかなければならない。</p> <p>地方分権が進む中、議決機関である議会は、多様な市民の多様な意見をより把握して、これまで以上に公平性、公正性、透明性及び信頼性のある議会運営や開かれた議会づくりを推進する必要がある。市民への情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求め、議員同士が自由闊達な討議を通し、論点や課題を明らかにし、市民本位の立場をもって、その執行を監視し、さらには、課題解決のために政策立案、政策提案及び政策提言を積極的に行っていかなければならない。</p> <p>ここに、議会はこれまでの改革の取組を更に継続して、地方分権と自治の時代にふさわしい開かれた議会、市民とともに歩む議会を目指すことを決意し、本条例を制定した。多くの市民の理解と努力の上に建設され、未来の可能性あふれるこの</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章—第6章（略）</p> <p>第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第22条—<u>第25条</u>）</p> <p>第8章 議員の身分及び待遇（<u>第26条—第28条</u>）</p> <p>第9章 条例の検証及び見直し手続（<u>第29条</u>）</p> <p>附則</p> <p>つくば市議会（以下「議会」という。）は、選挙で選ばれた議員により構成され、同じく選挙で選ばれた市長とともに、つくば市を代表する機関である。二元代表制のもと、合議制の議会と独任制の市長は、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意見を市政に反映させるために競い合い、協力し合いながら、市民の負託に応えていかなければならない。</p> <p>地方分権が進む中、議決機関である議会は、多様な市民の多様な意見をより把握して、これまで以上に公平性、公正性、透明性及び信頼性のある議会運営や開かれた議会づくりを推進する必要がある。市民への情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求め、議員同士が自由闊達な討議を通し、論点や課題を明らかにし、市民本位の立場をもって、その執行を監視し、さらには、課題解決のために政策立案、政策提案及び政策提言を積極的に行っていかなければならない。</p> <p>ここに、議会はこれまでの改革の取組をさらに継続して、地方分権と自治の時代にふさわしい開かれた議会、市民とともに歩む議会を目指すことを決意し、本条例を制定した。多くの市民の理解と努力の上に建設され、未来の可能性あふれるこの</p>

地の市民福祉の向上と市政の発展に寄与するために、議会は進む。

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正、透明な信頼される議会運営を図り、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

第2条—第5条 (略)

(会派)

第6条 議員は、議員活動を行うため、政策を中心とした共通の理念を持つ集団としての会派を結成することができる。

2・3 (略)

(危機管理)

第7条 (略)

2 災害等に対応する議会の組織体制、議会及び議員の基本的役割並びに議会機能の継続に関し必要な事項は、議長が別に定める。

3 (略)

4 議会は、災害等の発生その他やむを得ない理由により議員が一同に参集することが困難であると認めるときは、その状況に応じた情報通信技術の積極的な活用を通じ、議会活動の継続を図るものとする。

(市民参加)

第8条 議会は、請願の審議においては、請願者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

第9条—第12条 (略)

(市長等と議会の関係)

地の市民福祉の向上と市政の発展に寄与するために、議会は進む。

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制のもと、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正、透明な信頼される議会運営を図り、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

第2条—第5条 (略)

(会派)

第6条 議員は、議員活動を行うため、政策を中心とした共通の理念をもつ集団としての会派を結成することができる。

2・3 (略)

(危機管理)

第7条 (略)

2 (略)

(市民参加)

第8条 議会は、請願の審議においては、請願者の意見を聞く機会を設けるよう努めるものとする。

第9条—第12条 (略)

(市長等と議会の関係)

第13条 議会は、市長等との立場及び機能の違いを踏まえ、二元代表制の下、その役割を果たすため、市長等との緊張ある関係を構築し、行政運営について監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提案及び政策提言を通じて、市政の発展に努めなければならない。

第14条—第25条 (略)

(情報通信技術の活用)

第26条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。

第27条—第30条 (略)

附則 (略)

第13条 議会は、市長等との立場及び機能の違いを踏まえ、二元代表制のもと、その役割を果たすため、市長等との緊張ある関係を構築し、行政運営について監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提案及び政策提言を通じて、市政の発展に努めなければならない。

第14条—第25条 (略)

第26条—第29条 (略)

附則 (略)